

聖籠町告示第11号

聖籠町介護保険サービス事業者等指導実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年2月12日

聖籠町長 西脇 道夫

聖籠町介護保険サービス事業者等指導実施要綱の一部を改正する告示
聖籠町介護保険サービス事業者等指導実施要綱（平成19年聖籠町告示第103号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（目的）

第1条 この告示は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第23条及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法（以下「平成18年旧介護保険法」という。）第23条の規定に基づき、居宅サービス等（居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。）、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）、施設サービス、介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）若しくは介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）をいう。以下同じ。）を担当する者、保険給付に係る法第45条第1項に規定する住宅改修を行う者又はこれらの者であった者（以下「サービス事業者等」という。）に対して行う指導について基本的事項を定めることにより、介護保険施設及び事業者の支援を基本とし、介護給付及び予防給付（以下「介護給付等」という。）に係る居宅サービス等（以下「介護給付等対象サービス」という。）の質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

第2条中「別表第1」を「別表」に改める。

第3条を次のように改める。

（指導方針）

第3条 サービス事業者等に対する指導は、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号）、「聖籠町

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」（平成30年聖籠町条例第2号）、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第39号）、「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」（平成11年厚生省令第40号）、「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」（平成30年厚生労働省令第5号）、「健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第41号）、「聖籠町指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成25年聖籠町条例第3号）、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年厚生労働省令第35号）、「聖籠町指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」（平成25年聖籠町条例第4号）、「聖籠町指定介護予防支援等事業に関する基準等を定める条例」（平成27年聖籠町条例第2号）、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年厚生省告示第19号）、「指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年厚生省告示第20号）、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年厚生省告示第21号）、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第126号）、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第127号）、「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第128号）、「指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第129号）及び「厚生労働大臣が定める1単位の単価」（平成27年厚生労働省告示第93号）等に定める介護給付等対象サービスの取扱い並びに介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求等に関する事項について周知徹底させるものとする。

第4条第2号イ中「国又は新潟県」を「国又は他の地方公共団体」に、「「合

同指導」を「「合同指導」」に改める。

第5条第2項中「新潟県」を「他の地方公共団体」に改める。

第6条第2号アに次のただし書を加える。

ただし、指導対象となる事業所において高齢者虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知するものとする。

第8条及び附則中「要綱」を「告示」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表（第2条関係）

1	居宅サービス実施者等又はこれらの者であった者
2	指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又はこれらの者であった者
3	指定地域密着型介護サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又はこれらの者であった者
4	指定居宅介護支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又はこれらの者であった者
5	指定介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者又はこれらの者であった者
6	介護老人保健施設の開設者、管理者若しくは医師その他の従業者又はこれらの者であった者
7	介護医療院の開設者、管理者若しくは医師その他の従業者又はこれらの者であった者
8	平成18年旧介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）若しくは指定介護療養型医療施設の開設者、管理者若しくは医師その他の従業者又はこれらの者であった者
9	指定介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又はこれらの者であった者
1	指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又はこれらの者であった者

1 指定介護予防支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又はこれらの者であった者

別表第2を削る。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。